

東広島市学校給食費徴収規則の一部改正について

1 目的、概要

物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担を軽減するにあたり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしていたが、令和4年12月26日付けの広島県教育委員会からの通知により、教職員分については充当できないこととなった。

このため、令和4年8月1日から令和5年3月31日までの教職員分の学校給食費については、金額を変更して徴収することとし、東広島市学校給食費徴収規則を一部改正した。

2 改正内容について

	学校給食費 (教職員1食あたり) <改正前>	学校給食費 (教職員1食あたり) <改正後>
小学校	245円	260円
中学校	280円	297円
幼稚園	200円	212円

※東広島市学校給食費徴収規則の附則に、令和4年8月1日から令和5年3月31日までの間における学校給食費の特例として、附則第3項を加えた。

3 施行日

令和5年3月17日